法第２８条、令第１９条（用語の定義）

児童福祉施設等の分類

令第１９条第１項の「児童福祉施設等」は、次のものである。

分類（令第 19 条第１項）	根　拠　法	施　設　名
児童福祉施設	児童福祉法 第７条 （各施設の目的は児童福祉法第３６条～第４４条の２による）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
助産所	医療法 第２条第１項	助産所
身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）	身体障害者福祉法 第５条第１項 （各施設の目的は身体障害者福祉法第３１条及び第３３条による）	身体障害者福祉センター 盲導犬訓練施設
保護施設（医療保護施設を除く）	生活保護法 第３８条第１項（各施設の目的は生活保護法第３８条第２項～第６号による）	救護施設 更正施設 授産施設 宿所提供施設
婦人保護施設	売春防止法 第３６条	婦人保護施設
老人福祉施設	老人福祉法 第５条の３（各施設の目的は老人福祉法第２０条の２の２～第２０条の７の２による）	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター
有料老人ホーム	老人福祉法 第２９条第１項	有料老人ホーム
母子保健施設	母子保健法 第２２条	母子保健センター
障害者支援施設	障害者自立支援法 第５条第１２項	
地域活動支援センター	障害者自立支援法 第５条第２１項	
福祉ホーム	障害者自立支援法 第５条２２項	
障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設	障害者自立支援法 第５条第１項	